

資 料

- 1 名 称 : 西鉄春日原駅周辺整備事業に伴う配水管布設替工事 (第3工区)
- 2 場 所 : 春日市春日原北町3丁目地内
- 3 期 間 : 契 約 日 の 翌 日 から
令 和 3 年 3 月 31 日 まで
- 4 入札会に関する事項について
 - (1) 入 札 日 時 : 令 和 5 年 1 月 20 日 (金) 9時30分
 - (2) 入 札 会 場 : 春日那珂川水道企業団第3会議室(3階)
 - (3) 開 札 方 法 : 即時開札の方法とします。
 - (4) 落札の決定方法
 - ア) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とします。
 - イ) 開札の結果、落札者がいない場合は再入札とします。
 - ウ) 入札の回数は最高3回までとします。(入札書書式は3回分コピーをお願いします。)
 - (5) 入 札 保 証 金 : 春日那珂川水道企業団契約事務規程第8条第2号の規定により免除とします。
 - (6) 委 任 状 : 代表者以外が参加される場合に提出してください。(封筒は不要です。)
 - (7) 入 札 書 : 封筒は不要です。

※現在の入札書は、(注)1に「110分の100」と表記されたものになりますので、古い様式は使用されないようお願いします。また、入札件名も間違いのないように正確に記入してください。
 - (8) 工事費内訳書は、入札書と(ホッチキス止にて)一緒に提出してください。
 - (9) 入札関連様式 : 企業団ホームページよりダウンロードしてください。
 - (10) 入札開始時刻に入札会場に出席されていない場合、棄権とみなしますので注意してください。
- 5 契約に関する事項について
 - (1) 契 約 保 証 金 : 契約金額の100分の10以上とします。ただし、春日那珂川水道企業団契約事務規程第30条の規定により免除とすることがあります。
 - (2) 支 払 条 件 : 原則として業務完了後の支払いとします。

前金払・中間前金払・部分払 については、それぞれ春日那珂川水道企業団契約事務規程第43条・第44条・第45条の規定によります。
 - (3) 現場代理人及び主任技術者の選任について : 原則として、会社代表者を現場代理人及び主任技術者として選任することはできません。工事内容等を考慮し、適切な選任をお願いします。
 - (4) そ の 他 : 一括委任または一括下請負は、堅く禁止します。

契約関係担当者 総務課 本多・平山 TEL 092-571-7001 FAX 092-574-4960